

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心安全に生活できる場であってはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという時間をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりに努める。

## 2 いじめとは何か

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年9月13日公布）、第2条にはいじめについて次のように定義している。

#### 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめに対する理解

#### ①いじめに見られる構造

いじめは加害・被害という二者関係だけの問題として捉えることはできない。周りで囃し立てたり面白がったりする「観衆」や見て見ぬふりをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」もいじめを助長する存在となる。また、一見仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位者のものが下位者の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲からは見えにくい構造もある。

更に直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性がある。インターネット上のソーシャルネットワーキングサービスのやり取りの中でつくられている関係についても留意する必要がある。

#### ②いじめに対する教職員の基本認識

次に示す8点は教職員がもつべき「いじめに対する基本認識」である。

- ㉗ いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得るものである。
- ㉘ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ㉙ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ㉚ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ㉛ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ㉜ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ㉝ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ㉞ いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### 3 いじめ防止等の三角山小学校での取組

#### (1) いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に組織的に対応するために、学びの支援委員会の中に学校長が任命した構成員からなる「**いじめ防止対策委員会**」を位置付ける。委員会の構成員は次のとおりとする。

管理職 主幹教諭 教務主任 特別支援教育コーディネーター 養護教諭 学年主任  
 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

「いじめ防止対策委員会」は次のような役割を担うこととする。

- ① 学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直すPDC Aサイクルの検証の中核となる役割。 **<年間計画参照>**
- ② いじめの相談・通報窓口としての役割。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に関わる情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ④ いじめの疑いに関わる情報があったとき、緊急に会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等。

#### (2) 未然防止

いじめ防止において「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことは最も重要である。そのためには、「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、望ましい人間関係を築き、豊かな心を育む「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。子どもの実態、保護者の意識、地域や学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的・開発的な取組を実施していく。

##### ① よりよい人間関係を築く力と自己肯定感を高める

いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、生徒指導はもとより、特別活動などの体験学習などを通じて児童生徒同士の心の結び付きを深め、社会性を

育む教育活動を進めていく。そのために、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりに取り組む。教職員の温かい声かけや「仲間から認められた」「仲間の役に立った」という経験から自己肯定感を高め、自分のよさに自信をもち仲間を大切にしながら主体的に活動する子どもたちを育てていく。

## ② 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

子どもが自己肯定感を高め、自他のかけがえのない命を大切にしようとする子どもを育むためには、学校・家庭・地域社会が共に手を携え、命を大切にする指導の充実を図ることが重要である。「保健指導」の全体計画に基づきながら取組を進めるとともに、「子ども理解に関わる校内研修」を通して教職員の人権意識の高揚を図っていく。

## ③ 道徳教育の充実

「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。道徳の授業では登場人物の心のゆれを追体験させることにより、人間としての「気高さ」「心遣い」「やさしさ」等にふれることで自分自身の生活や行動を振り返らせ、いじめの抑止へと結び付けていく。

## ④ 学習指導の充実

児童一人一人に「確かな学力」を付けるための指導の在り方について研究し、実践する。授業においては、一人一人の子どもが「分かる、できる、楽しい」という学ぶ喜びが実感できるよう、日頃より教材研究や授業研究を行うなど指導の工夫、改善に努める。

## ⑤ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、青少年育成委員会と情報交換をしたり、地域のコミュニティーから情報を得たりする関係づくりに努める。また、学校評議員からいじめ防止に関わる改善の視点をいただくなど、家庭地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

## ⑥ インターネット上のいじめの防止

児童にソーシャルネットワーキングサービス等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家を招き児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネット利用に関する家庭でのルール作り等を周知徹底する。

### (3) 早期発見・・・見えにくいからこそ積極的に認知に努める

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

#### いじめが見えにくい理由

##### <いじめは大人の見えないところで行われる>

無視やメールなどの客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲のよい仲間の一員のような形態で行われる。

##### <いじめられている本人からの訴えは少ない>

いじめられている子どもには、「親に心配をかけたくない」「いじめられている自分はだめな人間だ」「訴えたらその仕返しが怖い」「訴えても大人は信用できない」などの心理が働いている。

##### <ネット上のいじめはもっとも見えにくい>

ネット上でいじめにあっている兆候は学校では把握しにくい。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に啓発し、いじめが疑われる場合は、即座に学校にへ連絡するように依頼しておくことが大切である。

#### ① 日常の観察

休み時間や給食・清掃時間等の子どもたちの様子にも目を配る。「子どもがいるところには教職員がいる」ことを目指し、子どもと共に過ごす機会を積極的に設けいじめを察知できるようにする。また、いじめのサインチェックシートやアセスメントシートを活用し、いじめ防止対策委員会で組織的に事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。

#### ② 教育相談体制の充実

各担任、養護教諭は個人懇談や個人面談を定期的実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分に受け止める。また、いじめ防止対策委員会を中心にいじめを訴えやすい環境の整備に努める。さらに担任と児童の個人面談や、日常的な対話を通して子どもの悩みや小さな変化にも気付くことができるようにする。

#### ③ アンケート調査の実施

市教委による「悩みやいじめに関するアンケート」だけではなく、学校独自のアンケートやいじめ状況調査を活用し実態把握に努める。いじめられている子ども

もにとっては、アンケート用紙に記入することが難しい状況であることも考えられるので、アンケートはあくまでも発見の手だての一つであるという認識に立ち行う。(アンケートが全てではない)

#### (4) 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行うことが必要である。アンケートや個人懇談、サインチェックシート等を活用していじめの兆候を把握し、いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。また、解決に向けて一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会において学校全体で組織的に対応することが重要である。

いじめ対応の

基本的なながれ

いじめの発見

安全確保

事実確認

指導・支援・助言

情報提供

保護者との連携

- 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせに来た児童の安全を確保する
- 見守る体制を整備する。
- 当事者や周りの子どもから聞き取り、記録する。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に実態を把握する。
- 指導方針を明確にしてすべての教職員の共通理解を図る。
- 関係機関（市教委等）との連携を図る。
- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- 保護者と直接あつて、具体的な対策を伝える。
- いじめた子どもの保護者に協力を求め、いじめられた子どもの保護者に対して必要な対応を行ってもらおう。
- カウンセラー等を活用し心のケアにあたる。
- 心の教育の充実に向けて、改善点を生かした学級経営に努める。

#### (5) いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹底する。

国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）P30～31】

複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

## （6）重大事態への対応

### ① 重大事態の判断・報告

次のような事態が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図を基に、直ちに適切な対処を行う。

- 1 いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- 「生命、心身または財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
  - 児童が自殺を企画した場合。
  - 身体に重大な障害をおった場合。
  - 金品等に重大な被害をおった場合
  - 精神性の疾患を発症した場合。
- 「相当期間」については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

### ② 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ⑦ 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

- ④ 「いじめ防止対策委員会」が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ⑤ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- ⑥ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及び保護者に対し提供する。

## (7) 緊急時の対応

緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて教育委員会と連携して対応に当たる。

## (8) 研修

学校におけるいじめ防止、早期発見、いじめに対する措置等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

### ① 職員会議

- ・学校いじめ防止基本方針の周知徹底：年度当初の職員会議で、本校のいじめ防止基本方針の確認を行う。
- ・「悩みやいじめに関するアンケート調査」の結果に応じて、いじめ防止対策委員会で検証した上で学びの支援委員会全体会で共有する。

### ② 校内研修

- ・「分かる・できる・楽しい」授業づくりに努める。
- ・特別な支援を要する児童へ配慮した授業を進める。
- ・事例研修等により児童生徒理解を進め、カウンセリングマインドの習得を行う。
- ・情報モラル研修：携帯電話、インターネット等を通じて行われるいじめに対応する研修を設定する。

### ③ いじめ防止対策委員会(月 1 回)

- ・各学年におけるいじめの状況を確認する。
- ・いじめの解消がなされるか、本人からの聞き取りや3ヶ月間の様子を確認しながら組織で判断する。
- ・いじめに対する意識や対応力について協議する。

## (9) 児童生徒及び保護者、地域等への説明

- ・入学時及び各年度の開始時に児童生徒の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- ・保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- ・学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載し、保護者や地域住民がその内容を容易に確認できるようにする。

# 学校用重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

## 重大事態の発生

- 学校より教育委員会へ重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長へ報告）
- ア)「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などには、迅速に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

## 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校を調査主体とした場合

学校を設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

#### ●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有していない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめの行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ●いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で経過報告あることが望ましい）

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ●調査結果を学校を設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ●調査結果を踏まえた必要な措置

### 学校を設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力